

中小企業等のテレワーク導入を支援します！

令和4年度佐賀市テレワーク導入支援事業補助金

新しい生活様式への対応や企業の従業員の確保・定着を推進し、多様な人材活用を促進するため、また、緊急時における企業活動の継続を可能とする職場環境づくりを推進するため、テレワークの導入に取り組む中小企業等を支援します。

1 対象事業

佐賀市内に本店を置く中小企業等が取り組む、テレワーク制度の導入・拡大の取組

◎例えば、

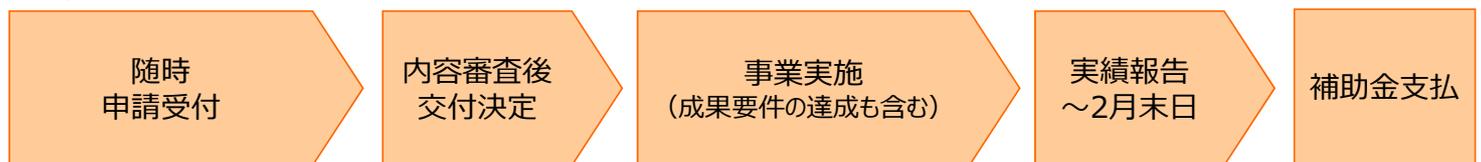
- ・従業員のテレワーク実施のための機器購入、ソフトウェア等の購入
- ・テレワークに対応した就業規則の作成又は変更に係るコンサルティング費用 など

※令和2年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性推進事業補助金又は令和3年度佐賀市テレワーク導入支援事業補助金の交付を受けた者は応募できません。

2 概要

対象者	佐賀市内に本店を置く中小企業・小規模企業 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
対象経費	テレワーク導入に係る 報償費、旅費（費用弁償）、備品購入、委託料
上限額、補助率	上限額 50万円 、 補助率 2分の1以内
募集期間	随時 ※予算の上限に達し次第、予告なく受付を終了することがあります。
成果要件	成果実績として、 ①従業員1人以上がテレワーク対象従業員となり、テレワークを実施すること ②テレワーク対象従業員のテレワーク実施日数(※)が、週平均1日以上であり、その実施を1カ月以上継続していること ※テレワークを行う従業員1人ずつのテレワーク実施日数のことをいう。
注意事項	・インターネット購入の場合でも見積書、納品書、領収書の用意が必須 ・領収書はレシート不可

3 スケジュール



【問合せ先】
佐賀市役所工業振興課（市役所本庁6階）
TEL 0952-40-7101

詳しくは佐賀市ホームページ
「産業・事業者く企業支援く各種補助」
をご覧ください。

